

地域自治区・合併特例区に関すること（協定項目 27）

地域自治区・合併特例区に関することについて、次のとおり提案する。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 5 の規定に基づく地域自治区は設置しない。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 5 条の 8 の規定に基づく合併特例区は設置しない。

平成 1 6 年 1 0 月 2 1 日提出

上北町・東北町合併協議会
会 長 竹 内 亮 一

上北町・東北町合併協議会の調整内容

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 協議事項 | 27 地域自治区・合併特例区に関すること | 関係項目 | |
| 調整の内容 | 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5の規定に基づく地域自治区は設置しない。 2 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の8の規定に基づく合併特例区は設置しない。 | | |

| 項目 | 調整方法 |
|-----------------|---|
| 地域自治区 (合併特例) | <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（平成16年5月26日交付）により新たに設けられた地域自治組織。 地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携強化を目的に設けられる区域。 地域協議会と市町村の事務を分掌させるための事務所を設置。 市町村長は、区域内の重要事項決定又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。 特別職の区長を設置できる。 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。 <p>【設置しない理由】</p> <p>上北町と東北町の合併は、「活力と交流」「やさしさとぬくもり」「協働と自立」を新町まちづくりの基本理念とし、産業の振興や生活環境の整備をはじめ、教育・文化、健康・福祉の充実など、全ての分野において一体的なまちづくりを目指している。</p> <p>また、従来から公聴事業の一環として毎年全ての住民を対象とした町政座談会等を実施し、行政区や関係団体を通じて幅広く意見や要望を聴取するとともに、新町においても引き続き実施する方向で調整していくことから、住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念は少ない。こうした中、組織の二重化は両町の早期一体化を阻害する要因ともなることから、地域自治区については設置しないこととする。</p> |
| 合併特例区 | <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正（平成16年5月26日交付）により新たに設けられた地域自治組織。 合併により市町村の区域が拡大することにより、行政と住民の距離が物理的・心理的に広がるのではないかと懸念に対応し、一定期間、旧市町村のまとまりを維持しながら、一定の時間をかけて新市町村としての一体性を創り出すことを目的に設けられる区域。 規約で定める一定の事務を処理する特別地方公共団体。設置期間は5年以内。 区長（特別職）を設置。（合併市町村の助役又は支所長と兼務可能） 合併特例区協議会を設置。 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。 <p>【設置しない理由】</p> <p>上記、地域自治区と同様の理由により、合併特例区については設置しないこととする。</p> |